

超高齢社会の進展と今後の製品安全行政

令和4年10月
経済産業省 産業保安グループ[°]
製品安全課

製品安全行政の概要

製品安全政策の全体イメージ

製品事故の未然防止

製造・輸入時

販売時

法律による事前規制

●技術基準適合義務等

- 規制品目の追加
- 規制品目の技術基準改正



ライター LEDランプ 乳幼児用ベッド

●技術基準体系の見直し

仕様規定から「性能規定」へ

経年劣化対策

●標準使用期間等の表示義務

- 長期使用製品安全表示制度



規制品目の追加、技術基準改正

●販売時P Sマーク表示義務等

- 試買テスト（技術基準適合確認）
- 立入検査 等



＜違反对応＞



- ✓ 製品の販売・出荷停止、自主回収
- ✓ 「表示の禁止」「改善命令」
- ✓ 「危険等防止命令」等



被害の拡大防止

使用時

重大製品事故情報の収集・公表

●重大製品事故の報告義務

- 重大製品事故情報の公表
- 事故原因の究明調査



＜リコール対応＞

- ✓ リコール（製品回収等）指導
- ✓ リコールフォローアップ
- ✓ 「危害防止命令」

消費者への情報提供

注意喚起

- セミナー、イベント等の開催
- リフレット、チラシ等の配布
- テレビ、ラジオ等での注意喚起 等

再発防止

サプライチェーン全体（製造・輸入・流通・販売事業者等）の自主的取組を促進

○リスクアセスメントの促進

○製品安全対策優良企業表彰

○ESG投資を活用した企業への投資促進

○モール運営事業者の違反对応協力

○流通事業者のリコール協力の促進

製品安全 4 法の概要

- 製品安全 4 法では、危害発生のおそれがある製品を指定し、製造・輸入事業者に対して国が定めた技術基準の遵守を義務付け。
- 製造・輸入事業者は、自主検査を行い技術基準に適合した製品に P S マークを表示（○ P S マーク）。
- 危害発生のおそれが高い特別特定製品等（◇ P S マーク）については、自主検査に加え、国に登録した検査機関の適合性検査を受検する必要がある。
- 販売事業者等は P S マーク表示がない製品を販売・陳列してはならない。

消費生活用製品安全法（消安法）（10品目）



ライター、レーザーポインター、乳幼児用ベッド、石油ストーブ等

電気用品安全法（電安法）（457品目）



L E D ランプ、延長コード、エアコン、冷蔵庫、電子レンジ等

ガス事業法（ガス事法）（8品目）



ガス瞬間湯沸器、ガスこんろ、ガスふろがま 等

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）（16品目）



カートリッジガスこんろ等

- 長期使用製品安全点検制度は、点検が必要な時期に、メーカーが所有者に点検時期を通知し、所有者が点検を受けることで経年劣化による事故を防止するための消安法上の制度。対象となるのは2009年4月以降に販売した特定保守製品
- 令和 3 年 8 月、指定対象製品を見直し。9 製品 → 2 製品へ

特定保守製品【2 品目】



石油給湯機



石油ふろがま

※令和3年8月の改正で指定から外れた製品



ビルトイン式電気食器洗機



浴室用電気乾燥機



屋内式为瞬間湯沸器
(都市ガス用/プロパンガス用)



屋内式ガスふろがま
(都市ガス用/プロパンガス用)



FF式石油温風暖房機

(参考) 製品安全4法の対象製品について

電安法上の電気用品（政令で定めるもの） 457品目



特定電気用品 (116品目)

コンセント、差し込みプラグ、延長コードセット、電熱式おもちゃ、直流電源装置（ACアダプター）、携帯発電機等



特定電気用品以外の 電気用品 (341品目)

電気冷蔵庫、電気冷房機、電気暖房機、電気洗濯機、扇風機、サーキュレーター、電気掃除機、テレビジョン受信機、コンセント付家具、エル・イー・ディー・ランプ、エル・イー・ディー・電灯器具、リチウムイオン蓄電池 等



消安法上の特定製品（政令で定めるもの） 10品目



特別特定製品 (4品目)

- 乳幼児用ベッド
(出生後24月以内の乳幼児の睡眠又は保育に使用するベッド)
- 携帯用レーザー応用装置
(ポインター、プロジェクター、工具類など)
- 浴槽温水循環器
(ジェットバス、24時間風呂)
- ライター (たばこライター、多目的ライター)



レーザーポインター



走査型レーザーディスプレイ



プラスチック製のライターと点火棒



特別特定製品以外の 特定製品 (6品目)

- 家庭用圧力なべ及び圧力がま
(圧力なべ、炊飯器)
- 乗車用ヘルメット
(自動二輪用、原動機付自転車用ヘルメット)
- 登山用ロープ
(身体確保用ロープ)
- 石油給湯器
(灯油の消費量が70kw以下で熱交換器容量が50L以下)
- 石油ふろがま
(灯油の消費量が39kw以下)
- 石油ストーブ
(灯油の消費量が12kw以下 (自然通気形開放式は7kw以下))

ガス事業法上のガス用品（政令で定めるもの） 8品目 (都市ガスを対象)



特定ガス用品 (4品目)

半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器、半密閉燃焼式ガスストーブ、半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがま、ガスふろバーナー



ガス用品 (4品目)

開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガス瞬間湯沸器、開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガスストーブ、密閉燃焼式又は屋外式のガスバーナー付ふろがま、ガスこんろ

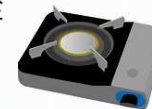


液石法上のガス機器等（政令で定めるもの） 16品目 (液化石油ガスを対象)



特定液化石油ガス器具等 (7品目)

- カートリッジガスこんろ
- 半密閉式液化石油ガス用瞬間湯沸器
- 半密閉式液化石油ガス用バーナー付ふろがま
- ふろがま
- 液化石油ガス用ふろバーナー
- 半密閉式液化石油ガス用ストーブ
- 液化石油ガス用ガス栓



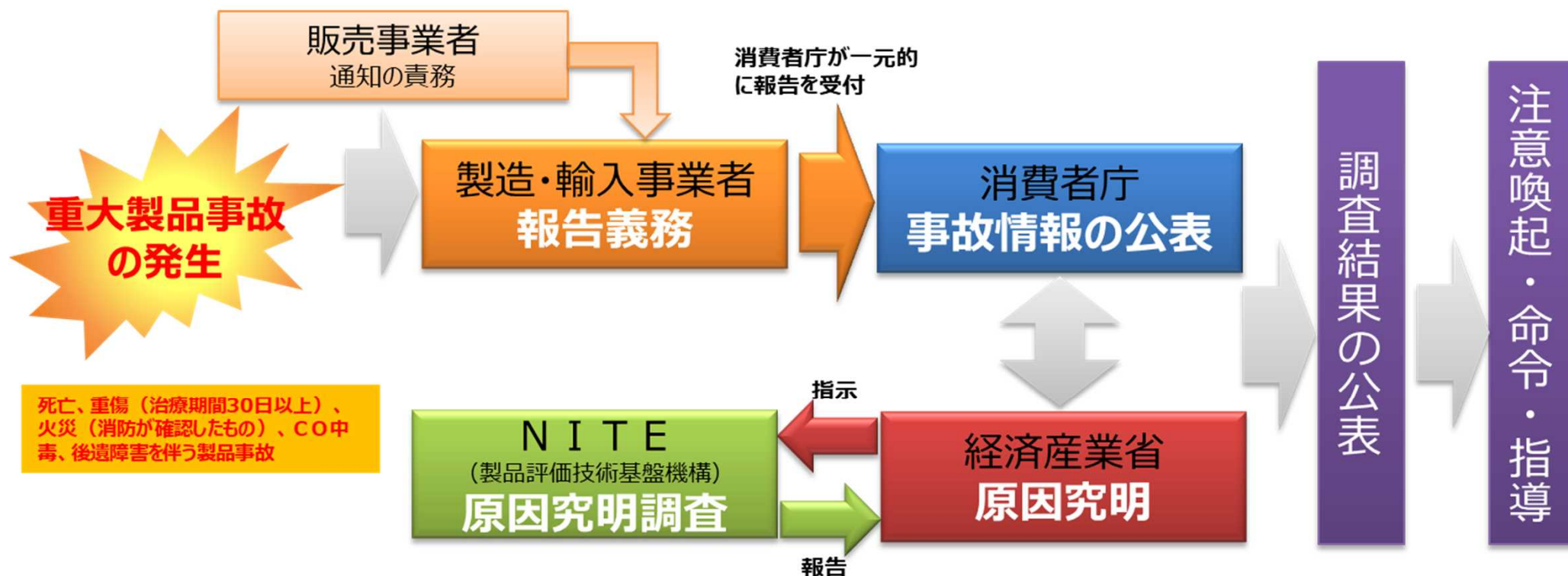
液化石油ガス器具等 (9品目)

- 調整器
- 一般ガスコンロ
- 開放式及び密閉式並びに屋外式の液化石油ガス瞬間湯沸器
- 密閉式又は屋外式の液化石油ガス用バーナー付ふろがま
- 開放式若しくは密閉式又は屋外式の液化石油ガスストーブ
- 液化石油ガス用ガス漏れ警報器
- 液化石油ガス用対震自動ガス遮断器等

【・特定～（◇）：登録検査機関による適合性検査が必要 ・その他（○）：自己確認が必要】

重大製品事故報告・公表制度

- 製造・輸入事業者が重大製品事故の発生を知ったときは、10日以内に消費者庁に報告することを義務付け。
(消安法第35条)
- 販売事業者等が知ったときは、製造・輸入事業者に通知する責務がある。(消安法第34条第2項)
- 消費者庁は当該事故情報を迅速に公表。経済産業省は、N I T E に対して原因究明調査を指示。(消安法第36条)
- 調査結果は改めて公表し、注意喚起や命令・指導を行うことによって、再発防止を図る。



※2009年9月より、重大製品事故情報の収集・公表を消費者庁が担当、事故原因究明等を経済産業省が主に担当。

【参考】過去の重大な製品事故と対応(消安法に基づく危害防止命令等)

- 消費生活用製品の欠陥により、重大製品事故が生じた場合や、一般消費者の生命又は身体に重大な危害が発生し、又は発生する緊迫した危険がある場合において、当該被害の発生及び拡大を防止のために、経済産業省は製造・輸入事業者に対し、当該消費生活用製品の回収を図ることなどの必要な措置をとるよう命じることができ、これまで以下の様な対応の事例あり。

(1) 松下電器産業製石油温風暖房機による一酸化炭素中毒死亡事故

昭和60年から平成4年に製造した松下電器産業(株)製の石油温風暖房機による一酸化炭素中毒事故が、平成17年1月から4月に3件発生して1名が死亡。同社はリコールを実施したが、同年11月に新たに1件の事故が発生し1名が死亡。

- ・ 平成17年11月、松下電器産業に対して、消安法に基づく緊急命令を発動。



(2) パロマ工業製ガス瞬間湯沸器による一酸化炭素中毒死亡事故

昭和55年から平成元年に製造されたパロマ工業製の半密閉式ガス瞬間湯沸器による一酸化炭素中毒事故が、昭和60年から平成17年に28件発生し21名が死亡。安全装置が不正改造されたことにより不完全燃焼が起こったことが原因。

- ・ 平成18年8月、パロマ工業に対して、消安法に基づく緊急命令を発動。
- ・ 平成20年6月、パロマ工業に対して、消安法に基づく危害防止命令を発動して再点検を命令



(3) TDK製加湿器による火災事故

平成10年から平成11年に製造されたTDK(株)製の加湿器による発煙・発火事故が発生し、同社は平成11年からリコールを実施。発煙・発火による非重大製品事故が46件発生していたが、平成25年2月に火災事故が発生して5名が死亡。

- ・ 平成25年3月、TDK(株)に対し、消安法に基づく危害防止命令を発出。



(参考) 非重大製品事故情報のNITEへの通知

- 事業者等が、ヒヤリハットやケガ、火傷などの軽微な事故等の情報を知ったときは、N I T E（製品評価技術基盤機構）への任意の通知を求めている。
- N I T Eは、事故原因の究明調査を実施し、調査結果を定期的に公表。



2021年の重大製品事故受付件数

- 2021年（1月～12月）に受け付けた重大製品事故件数は、**合計1,042件**。
- うち死亡事故は34件。製品別で最も多いのは電気製品。

	死亡	(うち火災による死亡)	重傷	(うち火災による重傷)	火災	一酸化炭素中毒	後遺障害	計
燃焼器具	8	(5)	8	(5)	113	0	0	129(12.4%)
ガス製品	2	(1)	7	(4)	53	0	0	62(6.0%)
石油製品	6	(4)	1	(1)	60	0	0	67(6.4%)
電気製品	9	(8)	31	(0)	657	0	0	697(66.9%)
その他製品	17	(0)	162	(0)	37	0	0	216(20.7%)
合 計	34 (3.3%)	(13)	201 (19.3%)	(5)	807 (77.4%)	0 (0%)	0 (0%)	1,042 (100%)

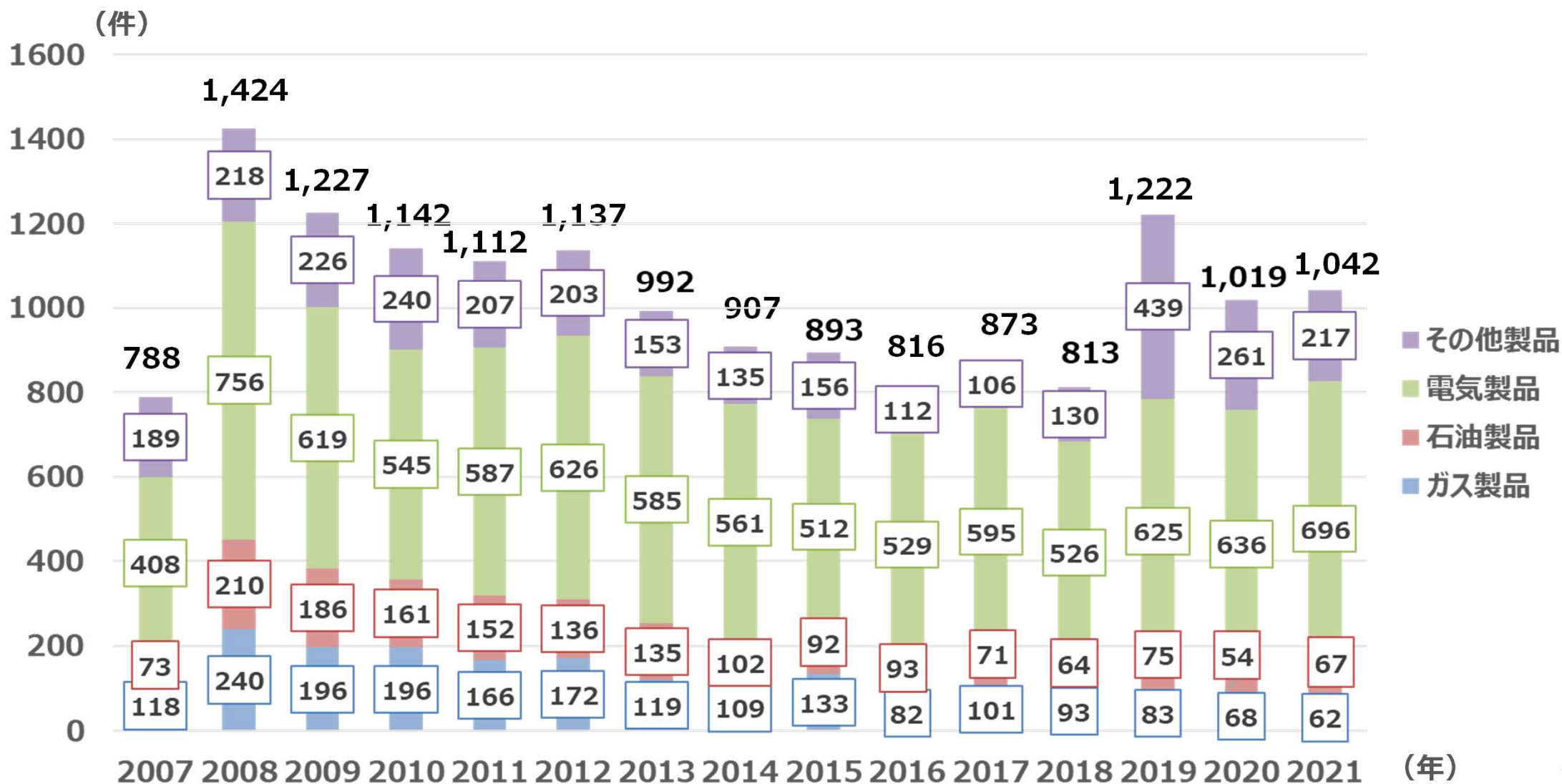
注）：被害件数の合計を受付件数の合計数に一致させている。このため、

- ・「火災」の件数からは、「火災」かつ「死亡」（13件）、「火災」かつ「重傷」（5件）の件数を差し引いている。火災事故として報告された件数は825件となる。
- ・「一酸化炭素中毒」の件数からは、「一酸化炭素中毒」かつ「死亡」（4件）の件数を差し引いている。
- ・死亡者のほかに重傷者も発生した事故（1件）は、「死亡」として計上している。重傷事故として報告された件数は202件となる

重大製品事故件数の推移

※年（1月～12月）別重大製品事故報告の受付件数ベース

- 2021年の重大事故受付件数は1,042件となり、前年比で23件の増加、前々年比で180件の減少
- 2019年に多く報告されている自転車製品等に代表される「その他製品」の事故は前年比で44件の減少
- 電気製品に関しては前年比61件の増加。



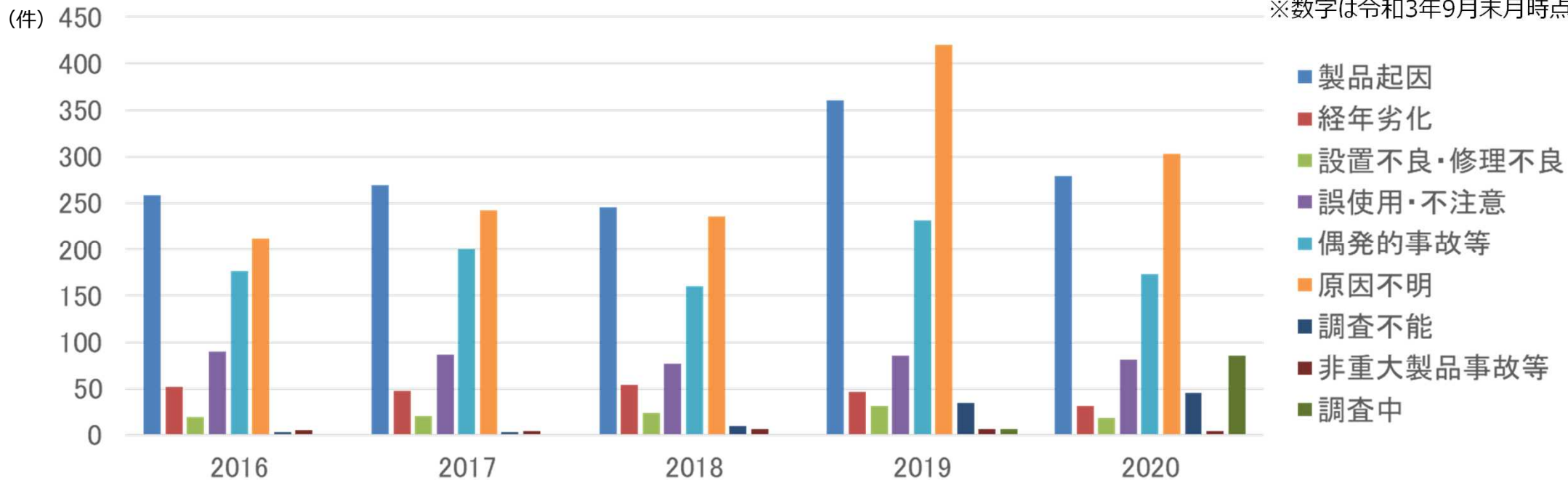
重大製品事故の原因究明

- 製品起因となった事故には、引き続き、必要に応じて事業者によりコール等の対応を促していく。
- 誤使用・偶発的事故等の発生割合も高くなっており、こうした事故を減少させていくことも重要。

＜重大製品事故の原因分析と経年変化＞

受付年	製品起因	経年劣化	設置・ 修理不良	誤使用・ 不注意	偶発的事故 等	原因不明	調査不能	非重大製 品事故等	調査中	合計
2018年	246件	54件	24件	77件	160件	236件	10件	6件	0件	813件
	30%	7%	3%	9%	20%	29%	1%	1%	0%	100%
2019年	360件	46件	31件	85件	232件	420件	35件	6件	7件	1,222件
	29%	4%	3%	7%	19%	34%	3%	0%	1%	100%
2020年	279件	31件	18件	81件	173件	303件	45件	4件	85件	1,019件
	27%	3%	2%	8%	17%	30%	4%	0%	8%	100%

※数字は令和3年9月末時点



**消費者とのコミュニケーション強化と
本質的な製品安全の推進による
製品安全市場の確立**

1. 消費者とのコミュニケーションによる事故防止

2. 本質的な製品作りへの環境整備

3. 製品安全市場の担い手との連携強化

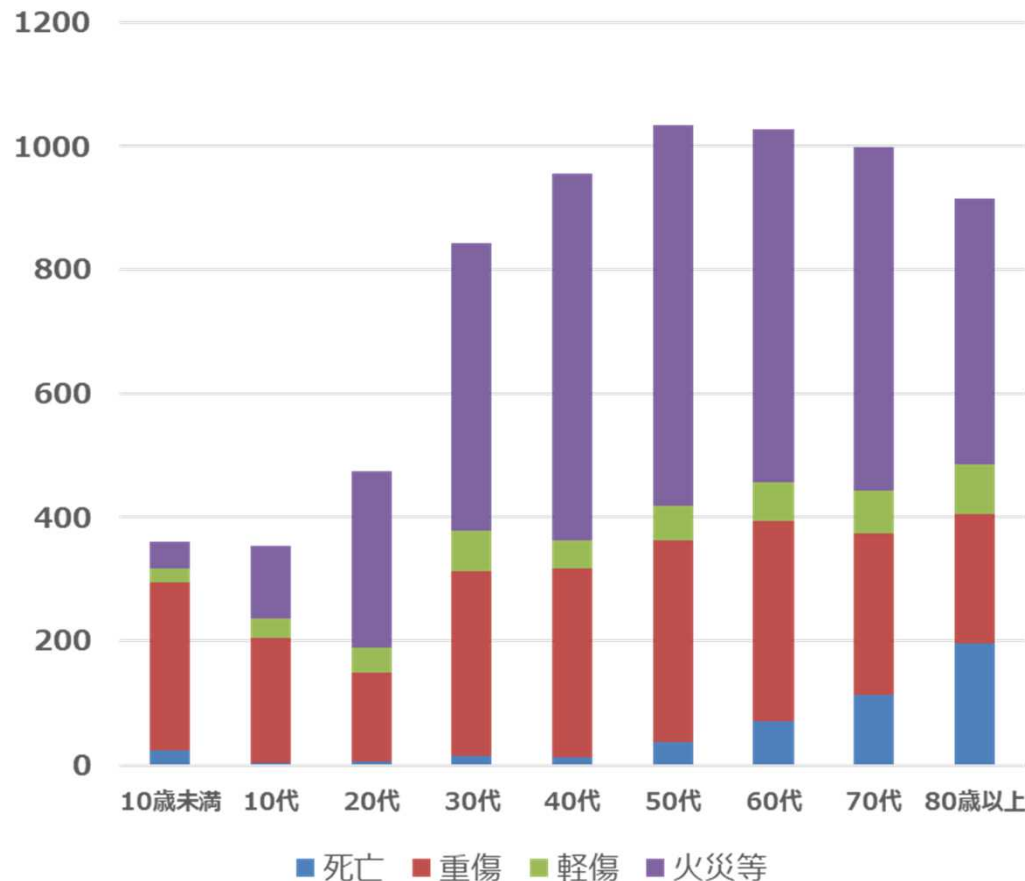
4. 消費者との更なるコミュニケーション

高齢者関連事故の概況

- 製品事故の被害は高齢になるほど重篤になる傾向にあり、70代、80代の高齢者では死亡事故が特に多い。
超高齢社会において高齢者の事故対策は喫緊の課題。
- 2021年には重大製品事故全体のうち、60代以上の高齢者による事故の割合が約4割と高水準。
- 一般的に年齢が高まるにつれ身体・認知機能の低下することから、不注意・誤使用による重大製品事故が70代、80代では約5割程度と他の年齢層より高くなっている。

年齢別重大製品事故被害状況

(2007年～2021年に受け付けられた重大製品事故)

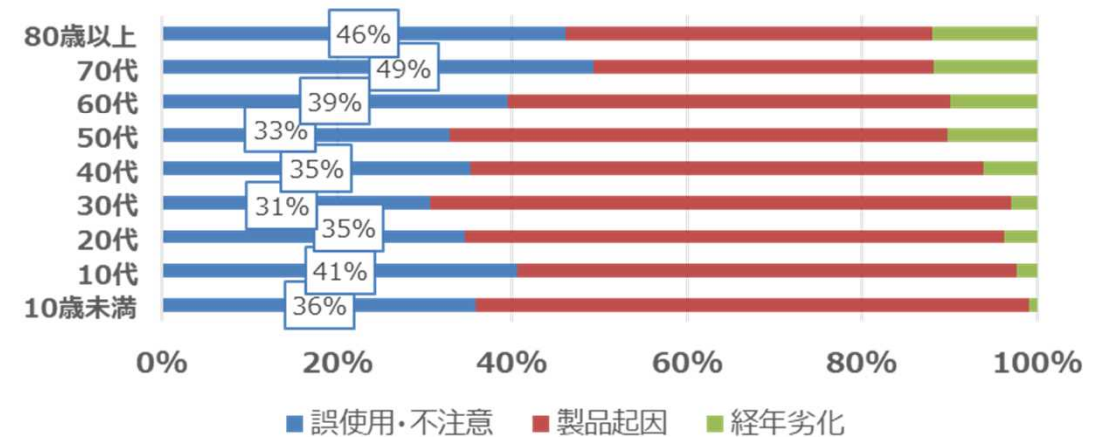


重大製品事故に占める不注意・誤使用の割合（年代別）

(2007年～2021年に受け付けられた重大製品事故)

※重大製品事故報告件数ベース

※設置不良、偶発的事故、原因不明を除いたグラフ



製品別事故における高齢者（60代以上）の割合

※重大製品事故報告件数ベース

	2007年	2021年
重大製品事故全体	37.0%	42.9%

(参考)
高齢者人口の割合 2005年：20.2%→2021年：29.1%（総務省統計局）

除雪機による死亡事故の発生状況について

- 2011年度から2020年度までの直近10年間で除雪機による事故は40件発生
- 40件の事故のうち死亡事故が25件（約6割）、被害者が60歳以上の事故が31件（約8割）

【事故事例紹介】

(1) 除雪機の下敷きになった事故

事故発生年月日 2019年2月（新潟県、80歳代・男性、死亡）
除雪機を使用中、下敷きになり、1人が死亡した。

(2) 後ろの壁と除雪機の間挟まれた事故

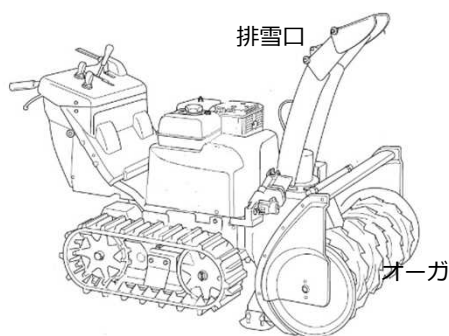
事故発生年月日 2016年2月（岩手県、70歳代・男性、死亡）
除雪機と小屋の柵に挟まれ、病院に搬送後、死亡が確認された。

(3) オーガに巻き込まれた事故

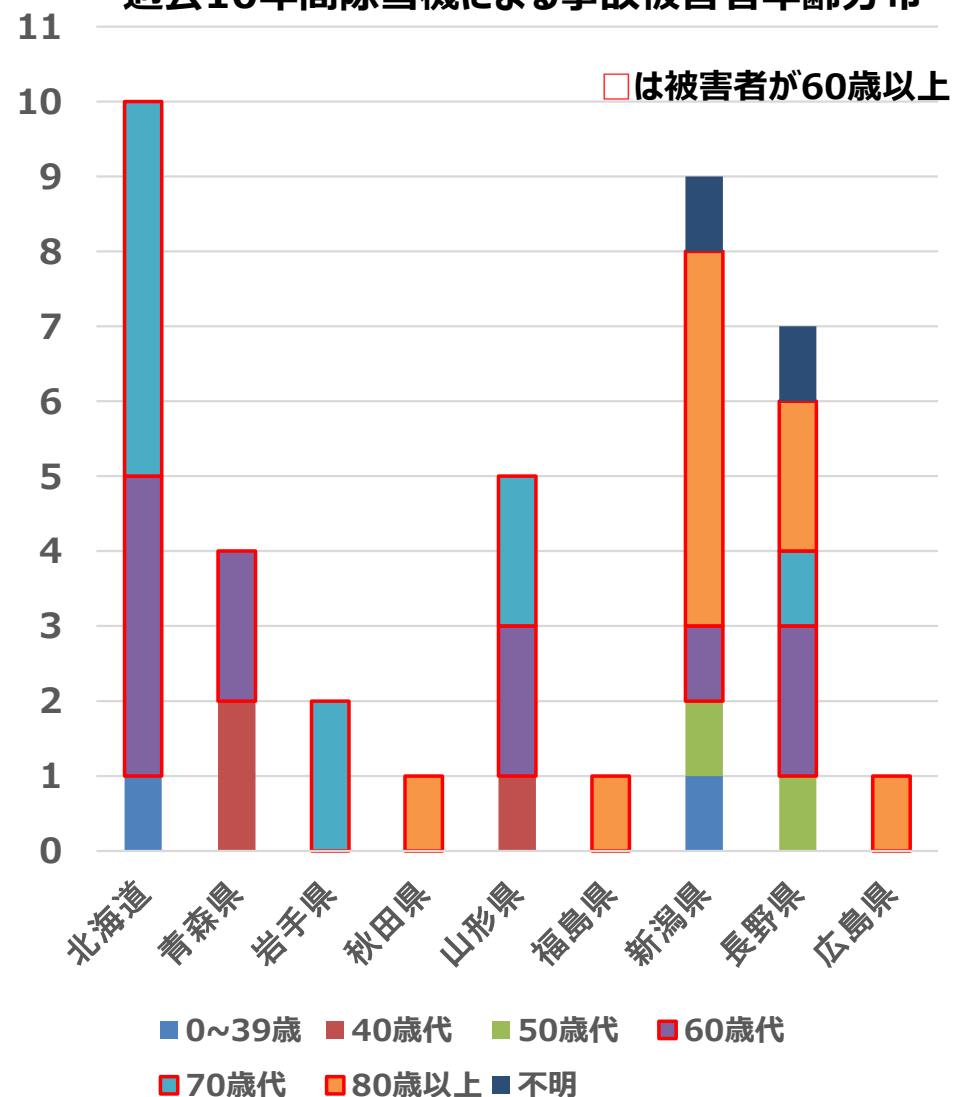
事故発生年月日 2020年2月（北海道、60歳代・女性、死亡）
除雪機のオーガに巻き込まれた状態で発見され、死亡が確認された。

(4) 詰まった雪を取り除こうとしてけがを負った事故

事故発生年月日 2019年1月（新潟県、60歳代・男性、重傷）
除雪機の排雪口に詰まった雪を取り除こうとしたところ、右手指を負傷した。



過去10年間除雪機による事故被害者年齢分布



(参考) 除雪機による死亡事故への対応状況

- NITEにおいて、死亡事故につながる可能性のある、危険なポイントをわかりやすくまとめた注意喚起動画を作成、今シーズンの広報活動において活用している。

(1) 除雪機の下敷きになった事故

(2) 後ろの壁と除雪機の間挟まれた事故

【注意喚起事項】

- 走行する際には、転倒したり、挟まれたりしないよう、**周囲の状況に十分注意**する。
- 除雪作業をする場所の周辺に特に子どもを近づけないよう、気をつけてください。
雪を飛ばす先にも人がいないことを必ず確認してください。



(3) オーガに巻き込まれた事故

【注意喚起事項】

- **デッドマンクラッチなどの安全機能を正しく使用**する。

安全機能を無効化することで、使用者が転倒などした際に除雪機が停止せず、除雪機にひかれたり、巻き込まれたりするおそれがあります。デッドマンクラッチを固定するなどして無効化したり、緊急停止クリップを装着しない状態で使用したりすることは非常に危険です。



(4) 詰まった雪を取り除こうとしてけがを負った事故

【注意喚起事項】

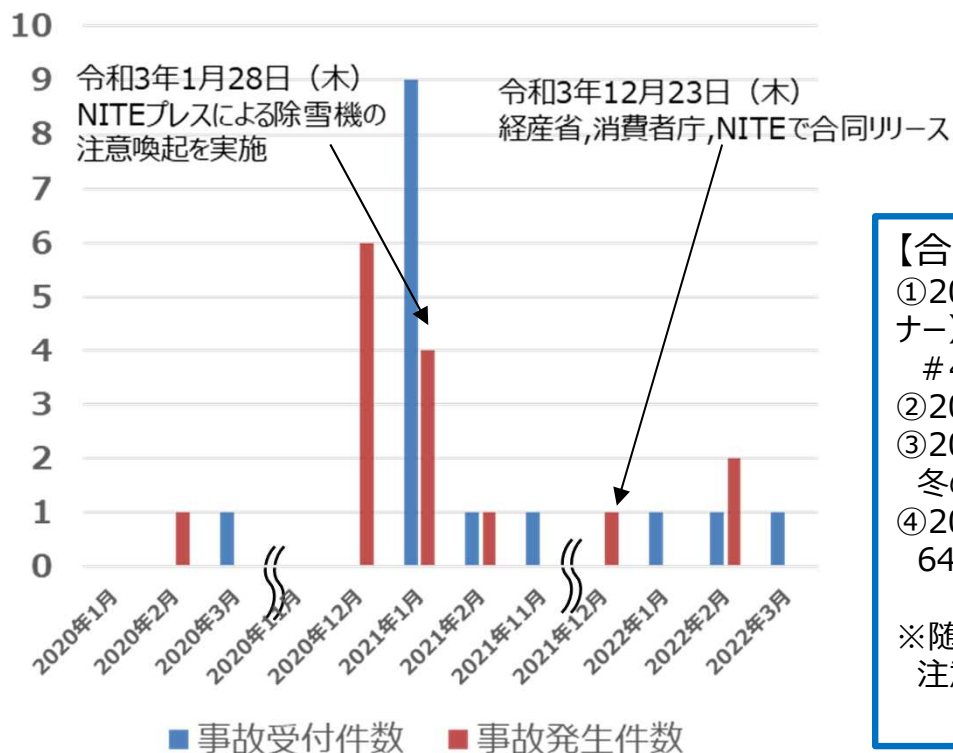
- 雪詰まりを取り除く際は、エンジン及び回転部の停止を確認し、**雪かき棒を使用**する。



除雪機による死亡事故への対応状況

- 2020年冬季に除雪機による死亡事故が多発したことから、2021年冬季には積極的な広報を展開。
- 2021年12月23日に消費者庁、NITEと合同で注意喚起を実施したことで前年に比べ4.5倍以上のメディアで報道。豪雪地帯を中心とした地方新聞社関連のWeb記事が多く見られた。
- 2022年に入ってから除雪機の事故情報を確認したため、1月14日に、豪雪地帯を含む地方局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国）と連携し再度、注意喚起を実施。
- ⇒ これらの取組の結果、2021年冬季（2021年12月～2022年3月）の除雪機による死亡事故の件数は前年に比べ低い水準といえる。

除雪機の事故による事故受付年月・発生年月



【プレスリリース取り上げ状況（令和2年度）】

○2021年1月28日（木）**報道件数：40件**
テレビ報道13件、Web記事23件、新聞4件

【プレスリリース取り上げ状況（令和3年度）】

○2021年12月23日（木）**報道件数：188件**
テレビ報道24件、Web記事159件、新聞5件

【合同プレス以外の除雪機に関する注意喚起取組】

① 2021年12月31日BS朝日「宇賀なつみの そこ 教えて！」（お知らせコーナー）

#40「除雪機による事故に注意」

② 2022年1月2日 政府広報ラジオ「除雪機による事故に注意」

③ 2022年1月9日政府広報ラジオ【青木源太・足立梨花Sunday 冬の死亡事故に注意

④ 2022年1月14日～21日 Google広告による注意喚起
64万3千回の広告表示、3,600件のクリックあり

※ 随時寒波前などTwitterによるタイムリーな
注意喚起ツイートを実施



1. 消費者とのコミュニケーションによる事故防止

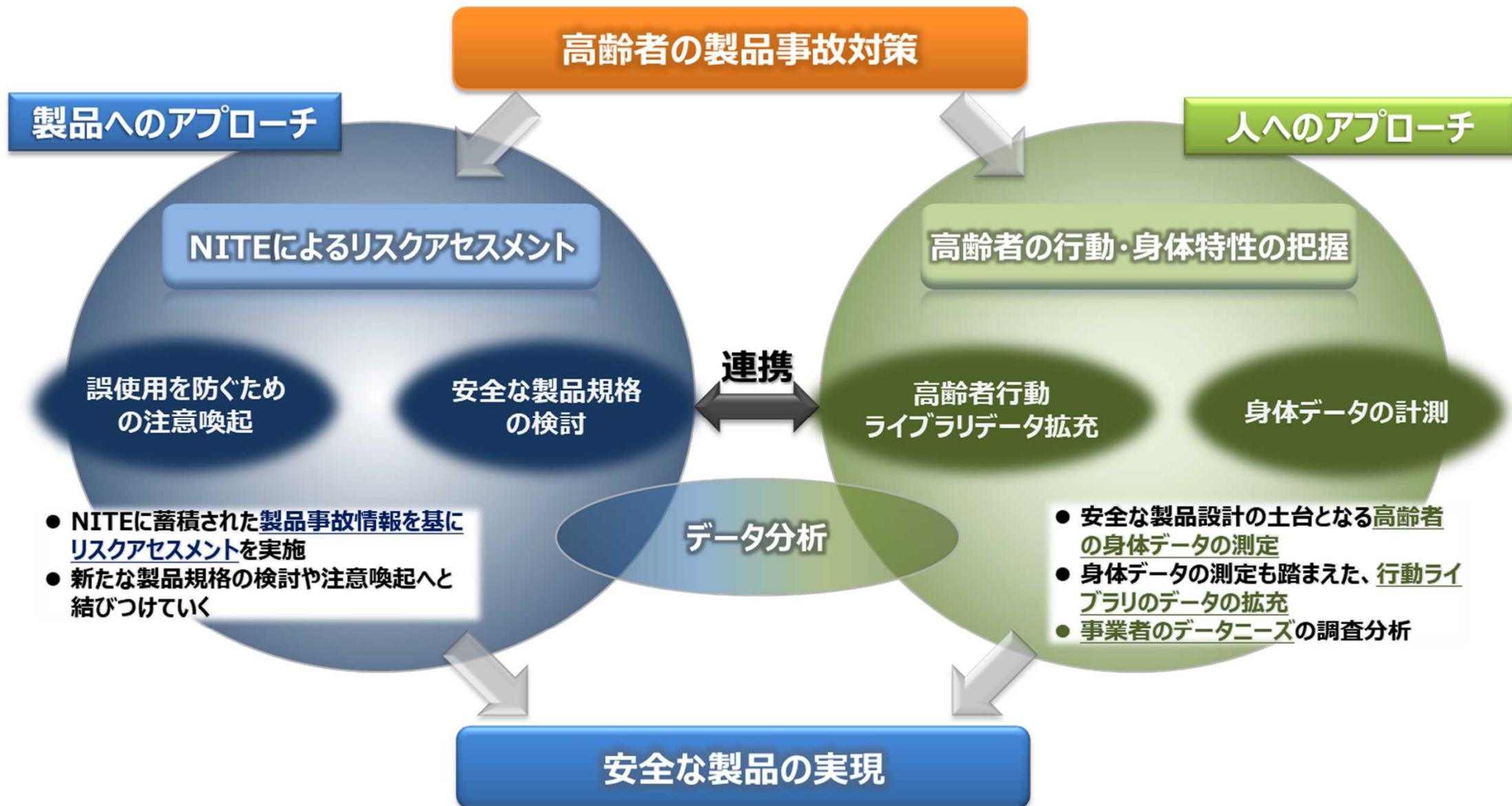
2. 本質的な製品作りへの環境整備

3. 製品安全市場の担い手との連携強化

4. 消費者との更なるコミュニケーション

高齢者の製品事故対策の取組の方向性（非規制的アプローチ）

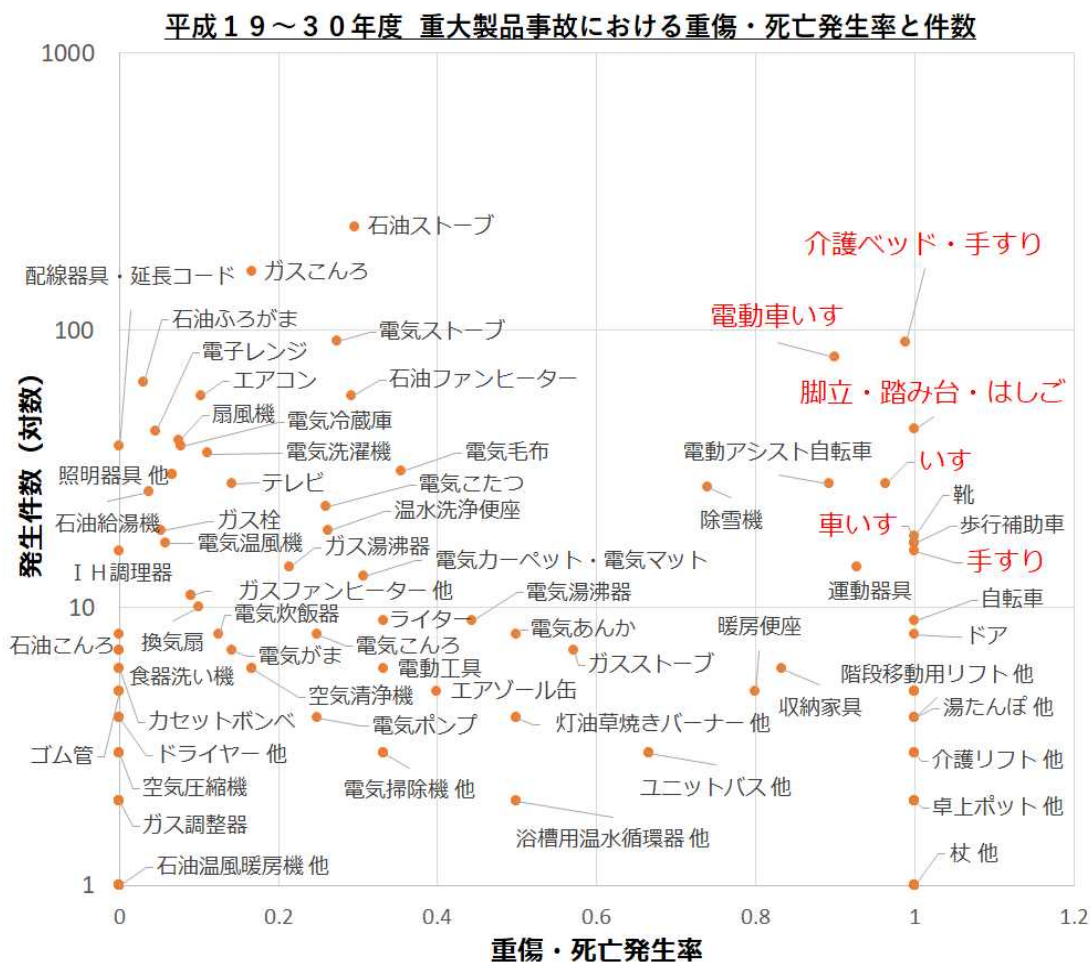
- 高齢者の製品事故対策については、「NITEによるリスクアセスメント」と「産総研による高齢者の行動・身体特性把握」の両輪で取り組むことが必要不可欠。



（参考）特に対策が求められる製品群

- 高齢者の重大製品事故のうち、事故の件数が多く、重傷・死亡率が高い製品として以下が見られた。これらの製品は特に対策が求められるといえる。
 - ✓ 介護ベッド、手すり、車いす等の高齢者の身体機能を補助する機能を持つ製品
 - ✓ 脚立・踏み台・はしご等の高所作業を伴う製品

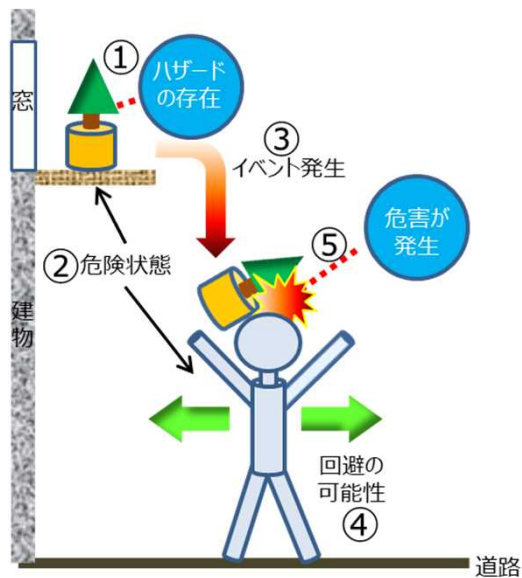
特に対策が必要な製品の事故事例



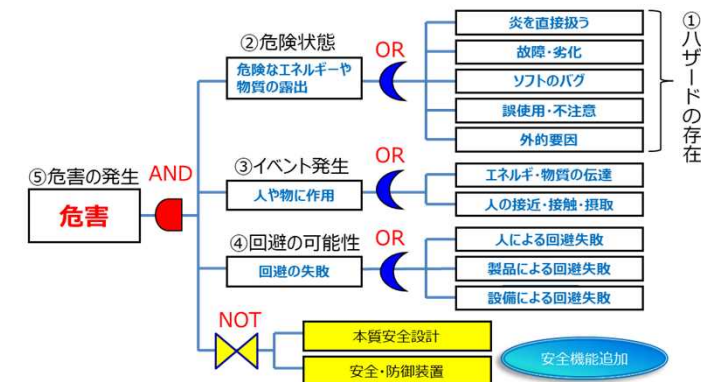
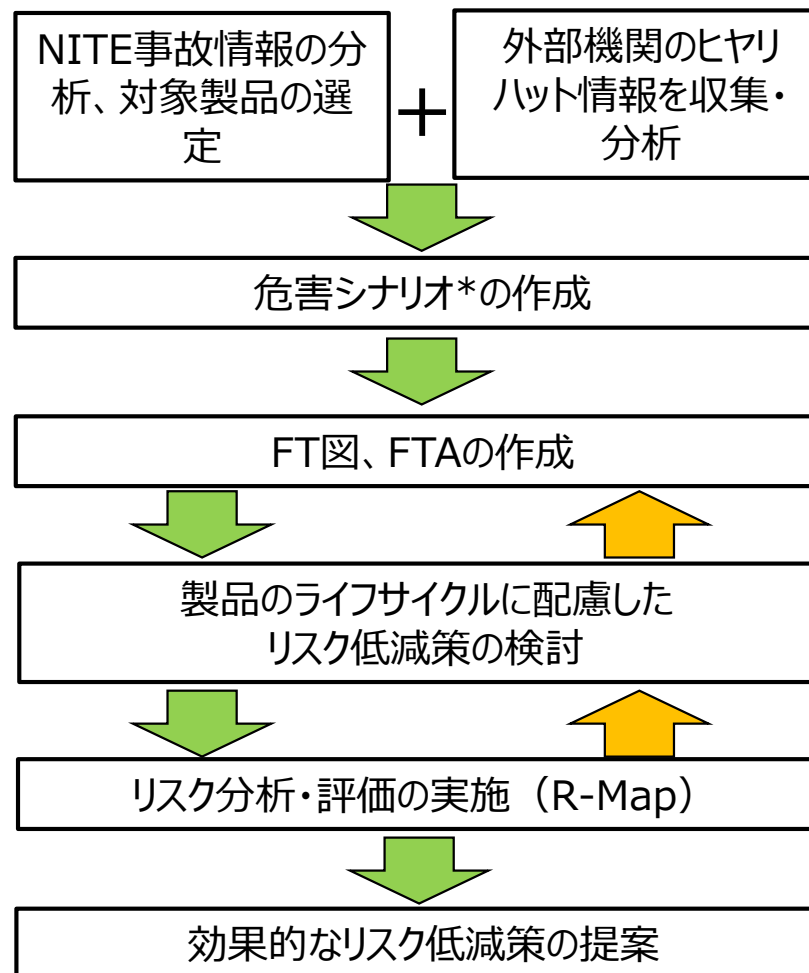
・介護ベッド		
施設で使用者（80歳代）がベッド柵と介護ベッドの間に けい部が挟まった状態で発見された。	H30.3	死亡
・車椅子		
当該製品を使用中、肘掛けの後端部に衣類が引っ掛かっ た状態で、座面からずり落ち、衣類が深く肘掛に引っか かり、衣類で首元が圧迫された状態で発見された。	H29.9	死亡
・手すり		
使用者（80歳代）が上下2段の手すりがある床置き式介 護手すりのパイプ間に首が挟まった状態で発見され、死 亡が確認された。	H23.11	死亡
・椅子		
使用者（80歳代）が畳の上にあった当該製品に着座しよ うとしたところ、転倒し、胸部を負傷した。	H30.2	重傷
・脚立		
使用者は両手に木板を持ち、当該製品の天板を跨いで上 から2段目の踏ざんに乗った状態から降りる際に転倒し 負傷した。	H24.7	重傷

高齢者関連製品のリスクアセスメント

- 高齢者の重大製品事故が発生している製品群について、NITEにおいて、事故情報等を元にしたリスクアセスメントを実施。
- 一見すると誤使用・不注意による事故であっても高齢者の行動特性が関係していた可能性があり、製品側で更なるリスク低減が可能かを検討。必要に応じ関連基準の改定に繋げる。併せて利用者側でのリスク低減策についても検討。



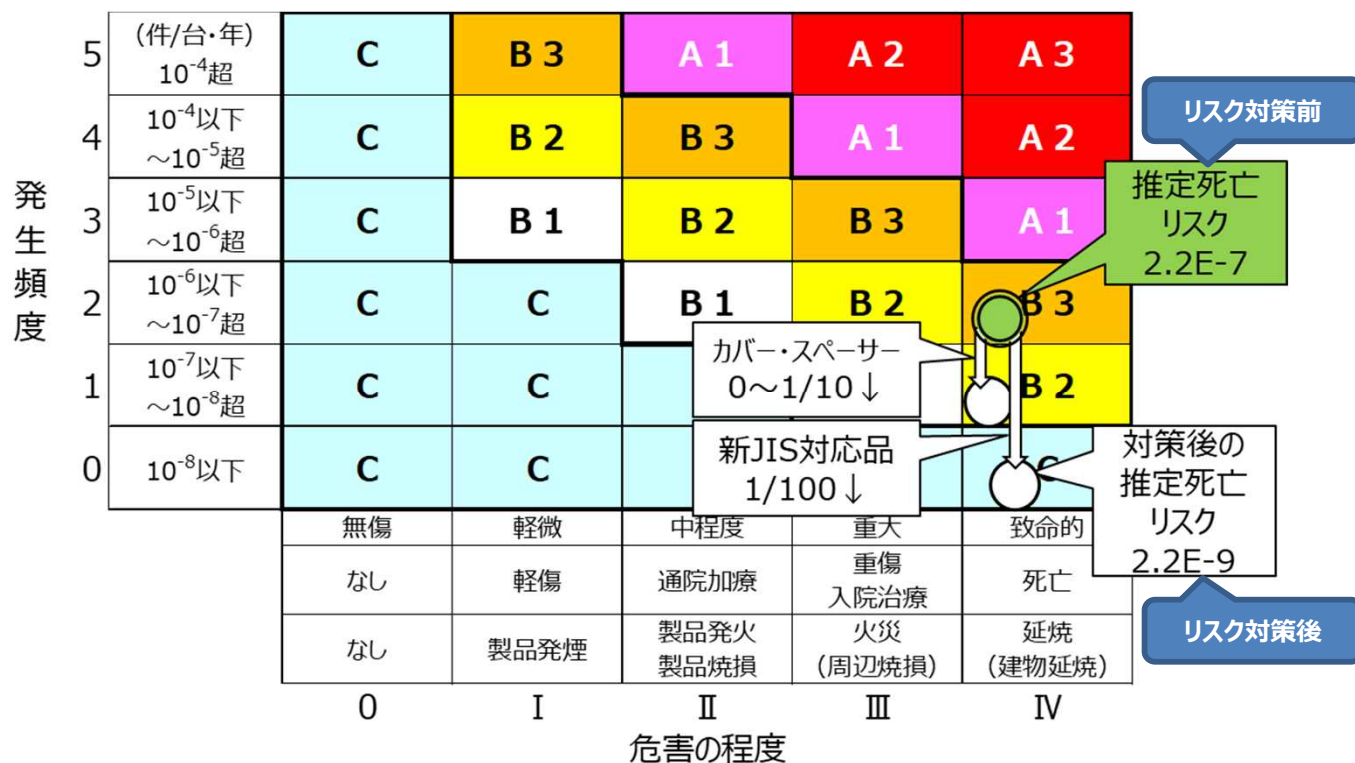
*：危害シナリオ：ハザードから危害に至る具体的なシナリオ（筋書き）



FTA (Fault Tree Analysis : 故障の木解析)
の元になるFT図のモデル

介護ベッドのリスクアセスメント

- まずは介護ベッドで首が挟まる事故等に関して、NITE事故情報や外部機関情報から事故の危害シナリオを作成し、事故が発生した際の頻度・危害の程度をマトリクス化した R-Map によるリスクアセスメントを実施。効果的なリスク低減策の提言を目指す。
- 新JIS対応品であれば大幅にリスクが下がる等のリスクアセスメントの結果及びリスク低減策を関係業界・関係機関に共有し、対策を働きかけることで高齢者事故の防止に繋げる。
- 介護ベッド以外の製品についてもリスクアセスメントの実施を進める。



介護ベッドの事故についての注意喚起

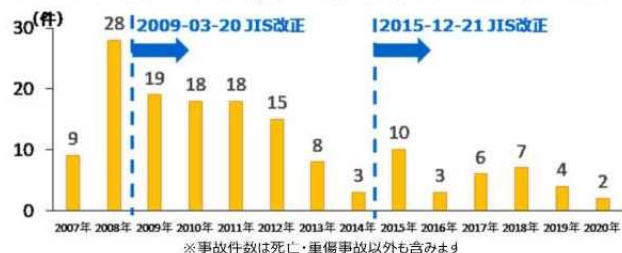
- 令和2年度のNITEリスクアセスメントの成果をもとにリーフレットを作成し、令和3年11月にNITE・METI・関係団体と連携の上で注意喚起を行った。

介護ベッドの事故に注意しましょう！

介護ベッド関連の死亡・重傷事故が発生しています。事故の多くは危険箇所の確認と正しい使い方によって未然に防ぐことができます。

挟み込みの事故	転倒・転落の事故
109件 例： サイドレールとサイドレール（ベッド用グリップ）とのすき間に首が入り込み、挟まった。 ※2007年1月1日～2020年12月30日の累計発生件数 （（独）製品評価技術基盤機構（NITE）に報告のあったもの） ※事故件数は死亡・重傷事故以外も含みます	19件 例： ベッドから車いすに移乗する際に、掴んだベッド用グリップが動き転倒した。
その他 ✓ 電源ケーブルやプラグを破損させショートし発火・発煙 ✓ ベッドの動く部分（背・膝、高さ）を自分で操作して挟まる ✓ 自分で又は介助動作によりベッドなどに身体をぶつける	

介護ベッド及び介護ベッド用手すり/柵の製品事故件数年次推移（NITE事故情報）



介護ベッド関連の事故発生件数は2008年をピークに年々減少していますが、近年は「横ばい」ともいえる状況です。2009年には、介護ベッドに関するJIS規格が改定され、サイドレール周りのすき間の寸法など安全に関わる項目が厳しく規定されました。これにより、死亡事故件数は減少しましたが、引き続き、脚や腕を挟む事故や転倒・転落による事故が発生していますので注意しましょう。



介護ベッドの使用上の注意

すき間への挟み込みは、とっても危険です！

- ✓ 最新の安全基準を満たした介護ベッドを選びましょう！
- ✓ サイドレールが変形しすき間が広がっていないか等、定期的に点検をしましょう！
- ✓ ご利用者の状態に応じたサイドレール類を選びましょう！
- ✓ 必要に応じサイドレールを覆うカバーをつけましょう！

※JISマーク付きの介護ベッドは最新の安全基準を満たしています。

＜ご自分ですき間チェックをしたい方は・・・＞

目安として、Aが12cm、Bが6cmより広い場合は、要注意。ただし、独自で判断せず、福祉用具専門相談員、製造事業者等の専門家に相談しましょう。



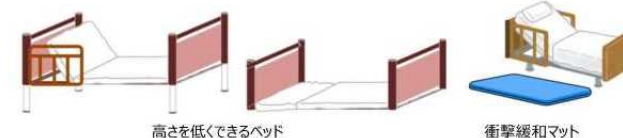
サイドレールカバー



【JISマーク表示例】

転落や転倒に注意！

- ✓ 高さを低くできるベッド、衝撃緩和マットや、見守りシステムで転落・転倒時のダメージや、リスクを低減することができます。



高さを低くできるベッド

衝撃緩和マット

安全に正しく使用しましょう！

- ✓ 安全な製品を選び、取り扱い説明書を読んで正しい使い方を使用しましょう。
- ✓ 定期的に点検し、必要時は製造事業者が販売事業者に相談しましょう。

発行（令和3年11月）

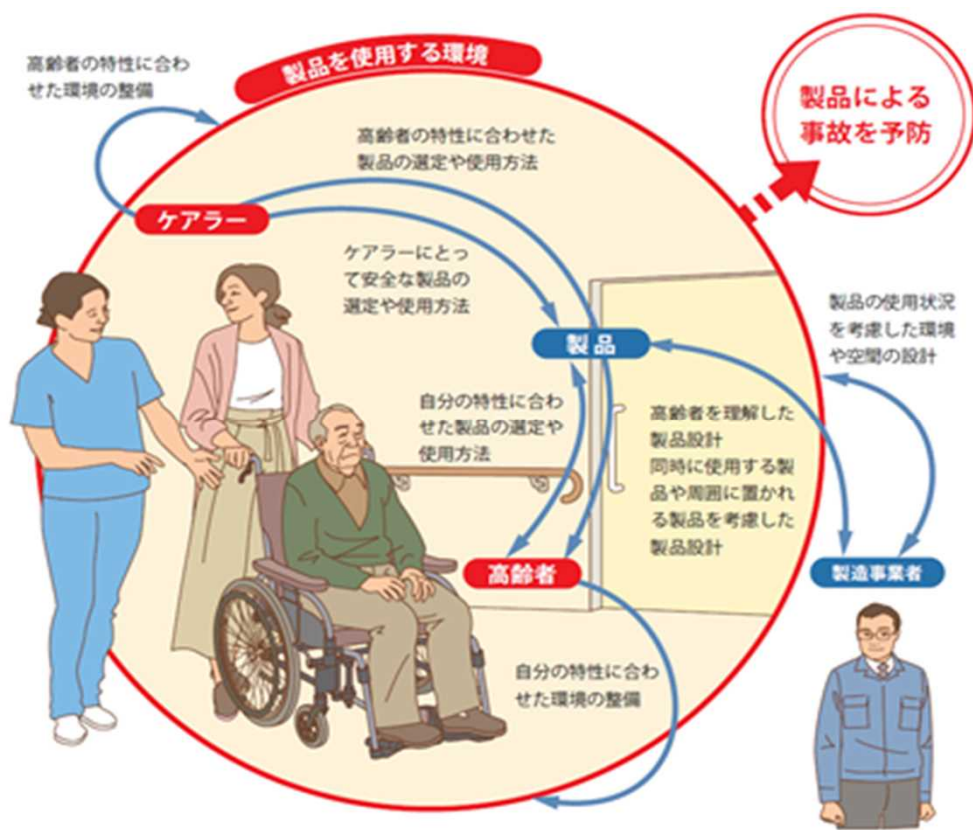
一般社団法人 日本福祉用具・生活支援用具協会
医療・介護ベッド安全普及協議会
経済産業省
独立行政法人 製品評価技術基盤機構



高齢者の特性を踏まえた製品設計に向けた考え方の取りまとめ

- 高齢者行動ライブラリのデータ及び重大製品事故情報等を活用し、「高齢者の生活機能変化に配慮した安全に関するユニバーサルデザインの実現に向けて」を作成。
- 身体機能・認知機能の変化が見られる高齢者の特性、高齢者・製品の使用環境・ケアラーの関係を理解した上で製品を設計するにあたっての留意点を記載。今後は安全基準・規格策定に繋げる。

高齢者と製品を取り巻く関係



高齢者の安全のために製品全般に求められる10のポイント

身体機能の低下により十分な力が発揮できないことを想定しているか
視力の低下等により十分に製品機能や構造を認識できないことを想定しているか
聴力の低下により警告音などを認識できないことを想定しているか
皮膚の知覚機能の低下等により温度や刺激への反応が鈍化していることを想定しているか
認知機能の低下により使用方法や注意表示を理解しにくくなっていることを想定しているか
ケアラーにとっても安全で使いやすい製品か
経年劣化など長期間の使用による危険性が分かりやすく示されているか
想定される誤使用（日常的使用）の予防対策がとられているか
想定される使用環境・状況を消費者が容易に判断できる情報を提供しているか
高齢者の安全について検討された製品であることを消費者が容易に判断できる情報を提供しているか

(参考)「高齢者製品事故防止に関するハンドブック」の作成

- 令和元年度に、高齢者行動ライブラリのデータ及び重大製品事故情報等を活用し、「高齢者製品事故防止に関するハンドブック」を作成。
- 身体機能・認知機能の変化が見られる高齢者の特性、導入する製品を選択するにあたっての留意点等を記載。製品開発事業者及び高齢者・ケアラーの双方に活用いただくことを想定。

3-1 製品を選ぶとき・使うときのチェックポイント

製品全般について

製品による事故を予防するためには、高齢者の特性や生活環境を踏まえて、安全に使用できる製品を選ぶ必要があります。

つぎのような高齢者の特性が想定された製品ですか？

1

身体能力の低下により十分な力が発揮できない

高齢者の力によって安全に操作できる製品ですか？
杖をついた状態、車椅子に乗った状態、片麻痺の状態など高齢者の身体能力で、負担なく簡単に使える製品ですか？



2

視力低下により十分に製品機能や製品の構造がわからない

視力の低下や緑内障、認知症などの影響により、空間認識力が低下すると、製品の機能や構造を適切に認識できない場合があります。
色の識別能力が低下すると、色のコントラストが低い表示やボタン、鍵穴などを認識できない場合があります。



3

聴力の低下により警告音などがわからない

高音や小さい音が聞き取りづらくなり、警告音や動作開始音に気付かないことがあります。
また、認知症の影響で、その音が何を表しているか分からない場合があります。
音の理解がなくても安全が確保できる製品ですか？



4

皮膚の知覚機能の低下により温度や刺激への反応が鈍くなる

皮膚の知覚機能の低下や認知機能の低下により、高温に気づかず、火傷をしたり、皮膚への刺激に鈍感で、低温火傷をする可能性もあります。
また、圧迫などの刺激にも鈍感で気づかぬうちにケガをする場合もあります。



5

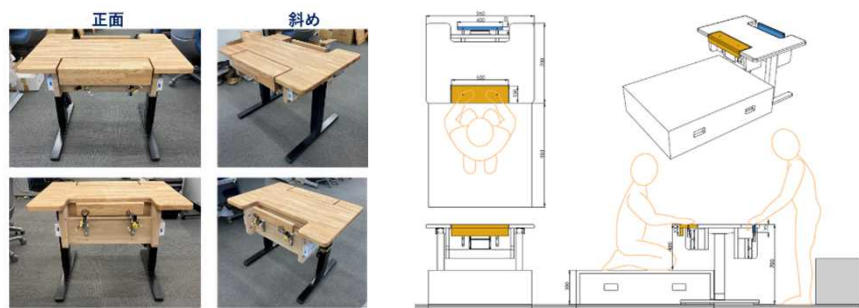
認知機能の低下により使用方法や注意表示がわからない

複雑な手順や分かりにくい注意表示や説明だと理解できず、製品の操作を誤ったり、想定外の使い方をすることがあります。
分かりやすい使用方法や注意表示のある製品ですか？

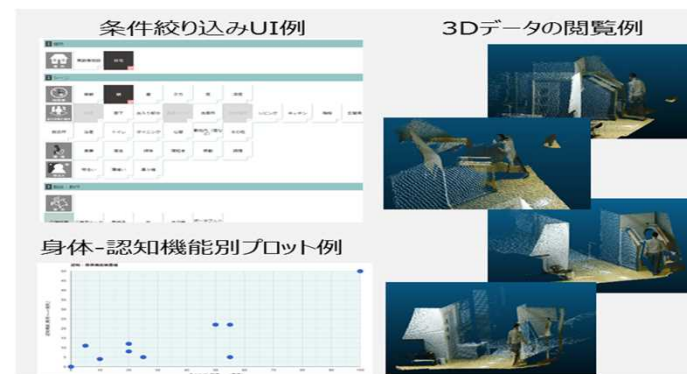


高齢者行動ライブラリ活用と高齢者向け製品の安全性規格等の検討

- 令和4年度は、高齢者が使用する可能性のある複数製品に共通して適用されるJIS規格策定や事故リスク分析への活用を念頭に、車いす、手すり、椅子、脚立及び除雪機について、高齢者の行動特性が十分に配慮された規格が整備されるよう、その基礎となる**高齢者の身体関連データを取得・整備を行う**。
- 加えて「**高齢者行動ライブラリ**」の発展的な活用に向け、システムの改修や必要な市場調査等を実施予定。



R2年度事業成果物を活用し身体関連データの取得



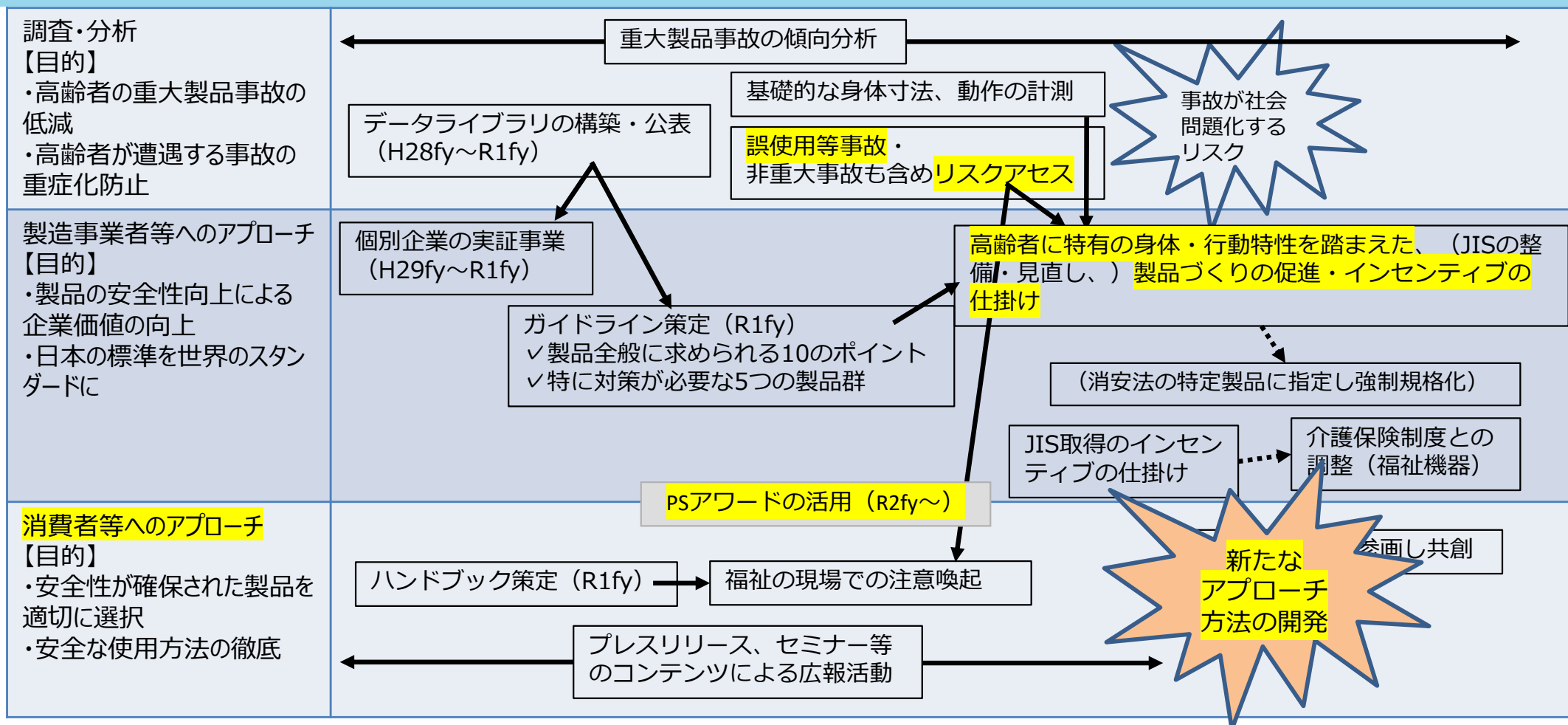
行動ライブラリの新たな活用方法の検討等

- ・市場のニーズ調査等も行う
- ・製品安全コミュニティとの連携等

身体関連データと行動ライブラリ上の動作データを掛け合わせ
より安全な製品の開発に寄与する情報を事業者へ提供する

本質的な製品安全を実現するための検討

- まずは特に対策が必要な5つの製品群について、個別製品規格の不備・不足を十分に踏まえて、JISの新規策定又は改訂を検討する。
- 規格が企業・業界団体に使われるよう、過去使われてこなかった既存規格の問題点を検証。規格取得のインセンティブ作りも展開。
- これまでの取組も活用し、**高齢者に加えて一般消費者の誤使用等による重大製品事故を防止するため、安全な製品・機能の開発促進**と消費者が安全な製品を選択する**製品安全市場の確立に向けて、PSアワード受賞企業等と検討を開始する。**



1. 消費者とのコミュニケーションによる事故防止

2. 本質的な製品作りへの環境整備

3. 製品安全市場の担い手との連携強化

4. 消費者との更なるコミュニケーション

製品安全対策優良企業表彰（PSアワード）

- 企業による製品安全の先進的な取組を讃えることで、事業活動や消費生活において製品安全が重要な価値として定着し、社会全体で製品の安全が守られることを目的として、平成19年度から実施。
- これまでに延べ172の企業・団体が受賞。



第16回 製品安全対策優良企業表彰 〈PSアワード〉



募集期間：令和4年5月9日(月)～7月29日(金)

応募に関する情報など詳しくは「製品安全表彰」で検索

製品安全表彰 検索



審査基準 ＜4つの視点＞

視点1
安全な製品を
製造・輸入（仕入・販売）
するための取組

視点3
出荷後に安全上の問題が
判明した際の取組

製造事業者・輸入事業者部門 小売販売事業者部門

視点2
製品を安全に
使用してもらうための取組

視点4
製品安全
文化構築への取組

審査基準 ＜2つの視点＞

特別賞

視点1
製品の安全を
確保・支援するための取組

視点2
製品安全文化構築への取組

※ 平成31年(2019年)4月1日から審査時点までの約3年間の製品安全に対する取組を
評価対象期間とします。

賞の構成

部門	表彰内容	募集対象
大企業 製造事業者・輸入事業者部門	経済産業大臣賞 技術総括・保安審議官賞 優良賞（審査委員会賞）	「消費生活用製品※1」の製造事業 または輸入事業を行う者を対象[a]
中小企業 製造事業者・輸入事業者部門	経済産業大臣賞 技術総括・保安審議官賞 優良賞（審査委員会賞）	
大企業 小売販売事業者部門	経済産業大臣賞 技術総括・保安審議官賞 優良賞（審査委員会賞）	「消費生活用製品※1」の小売販売 事業を行う者を対象[b]
中小企業 小売販売事業者部門	経済産業大臣賞 技術総括・保安審議官賞 優良賞（審査委員会賞）	
団体部門	特別賞（審査委員会賞）	[a][b]以外の「消費生活用製品※1」 に関連した事業を行なっている団体を 対象
企業総合部門	特別賞（審査委員会賞）	[a][b]以外の「消費生活用製品※1」 に関連した事業を行なっている企業 （「ネットモール運営事業者※2」を除 く）を対象
ネットモール運営事業者部門	特別賞（審査委員会賞）	「ネットモール運営事業者※2」を対象

審査の流れ

募集期間	5月9日(月)～7月29日(金)
一次審査（書類審査）	8月上旬～中旬
二次審査（プレゼンテーション審査、現地調査等）	8月下旬～10月中旬
受賞企業の公表	11月上旬
表彰式	11月29日

製品安全対策優良企業表彰（PSアワード）

- 企業による製品安全の先進的な取組を讃えることで、事業活動や消費生活において製品安全が重要な価値として定着し、社会全体で製品の安全が守られることを目的として、平成19年度から実施。

令和3年度の受賞企業

○大企業 製造事業者・輸入事業者部門

優良賞 AGCテクノグラス株式会社

○大企業 小売販売事業者部門

経済産業大臣賞 株式会社ベネッセコーポレーション

○中小企業 製造事業者・輸入事業者部門

経済産業大臣賞 徳武産業株式会社

技術総括・保安審議官賞 株式会社近澤製紙所

技術総括・保安審議官賞 株式会社アテックス

優良賞 サクラパックス株式会社

○中小企業 小売販売事業者部門

経済産業大臣賞 株式会社カイン電器

○特別賞

ネットモール運営事業者部門 アマゾンジャパン合同会社



（写真）令和3年度の表彰式の様子

★令和2年度より、特別賞に「ネットモール運営事業者部門」を新設。

★令和3年度は、重点課題として「製品安全実現に向けたサプライチェーン全体の管理」、「高齢者における製品事故の未然防止に向けた取組」を設定し特に評価。

製品安全対策ゴールド企業

- 経済産業大臣賞を計3回受賞した企業は「製品安全対策ゴールド企業」として認定。
- 製品安全対策ゴールド企業認定から5年経過ごとに、認定時の取組が引き続き維持されているか、審査委員会でフォローアップを実施。
- ロゴマークにはフォローアップを受けた回数に応じて星マークが追加。

製品安全対策ゴールド企業（認定年度）

○大企業 小売販売事業者部門

上新電機株式会社（平成26年度）★

○大企業 製造事業者・輸入事業者部門

株式会社バンダイ（平成27年度）★

○中小企業 製造事業者輸入販売事業者部門

株式会社相田合同工場（平成27年度）★

○大企業 小売販売事業者部門

株式会社イトーヨーカ堂（平成27年度）★

○大企業 製造事業者・輸入事業者部門

YKK AP株式会社（平成29年度）

○中小企業 製造事業者輸入販売事業者部門

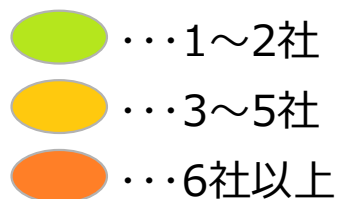
アキュフェーズ株式会社（平成29年度）



（写真）株式会社イトーヨーカ堂フォローアップ通知時の様子
（左）製品安全課 原課長（当時）
（右）株式会社イトーヨーカ堂 三枝代表取締役社長

(参考) 製品安全対策優良企業表彰 (PSアワード)

都道府県別 受賞企業数



東北地方

宮城県 1社
山形県 1社

関東地方

群馬県 1社
埼玉県 3社
千葉県 3社
東京都 46社
神奈川県 3社
新潟県 8社
長野県 3社
静岡県 1社

中部地方

富山県 2社
岐阜県 1社
愛知県 5社
三重県 1社

(令和4年2月時点)

近畿地方

滋賀県 1社
京都府 3社
大阪府 20社
兵庫県 5社
奈良県 4社
和歌山県 2社

中国地方

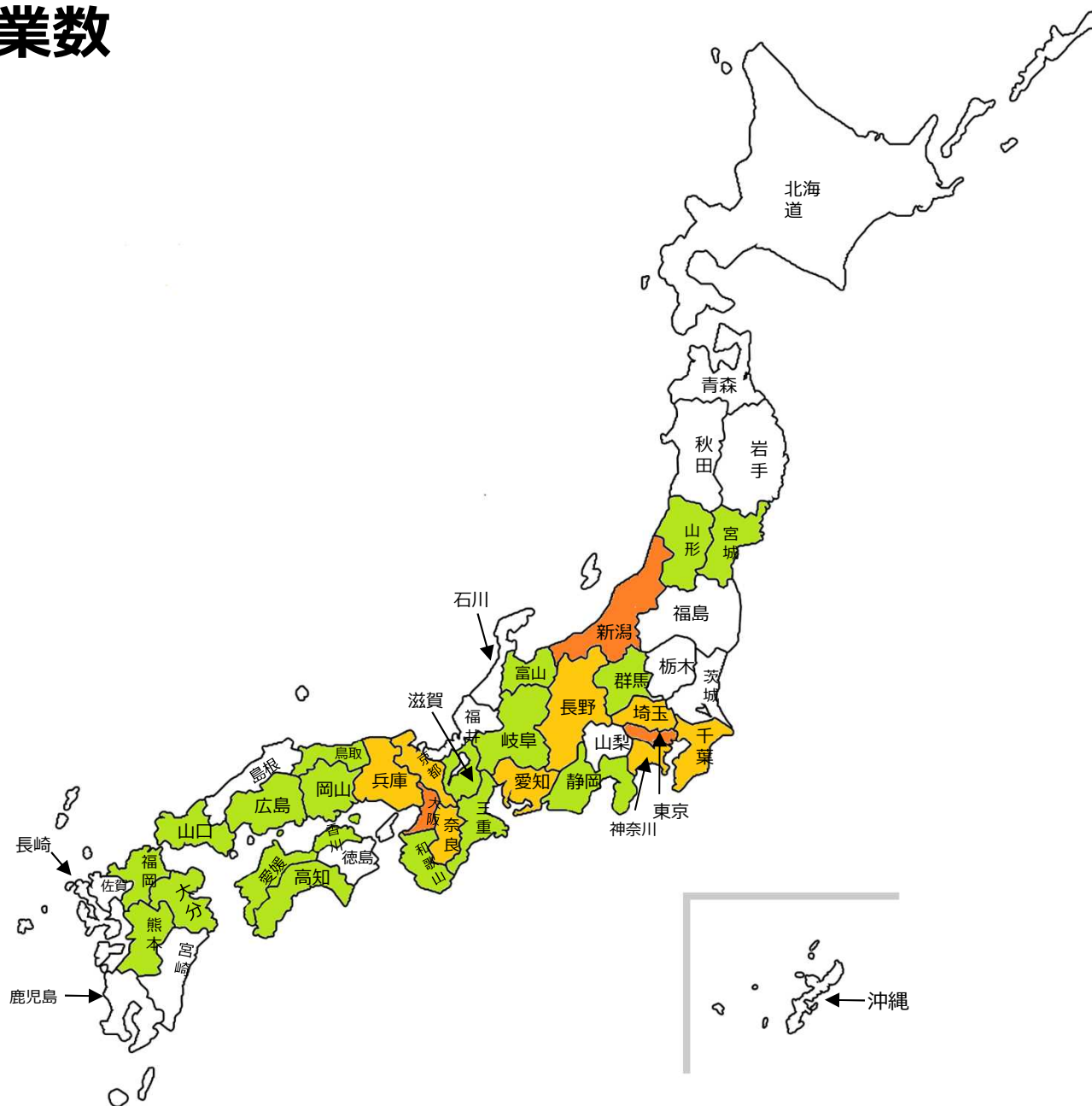
鳥取県 1社
岡山県 2社
広島県 1社
山口県 1社

四国地方

香川県 1社
愛媛県 1社
高知県 2社

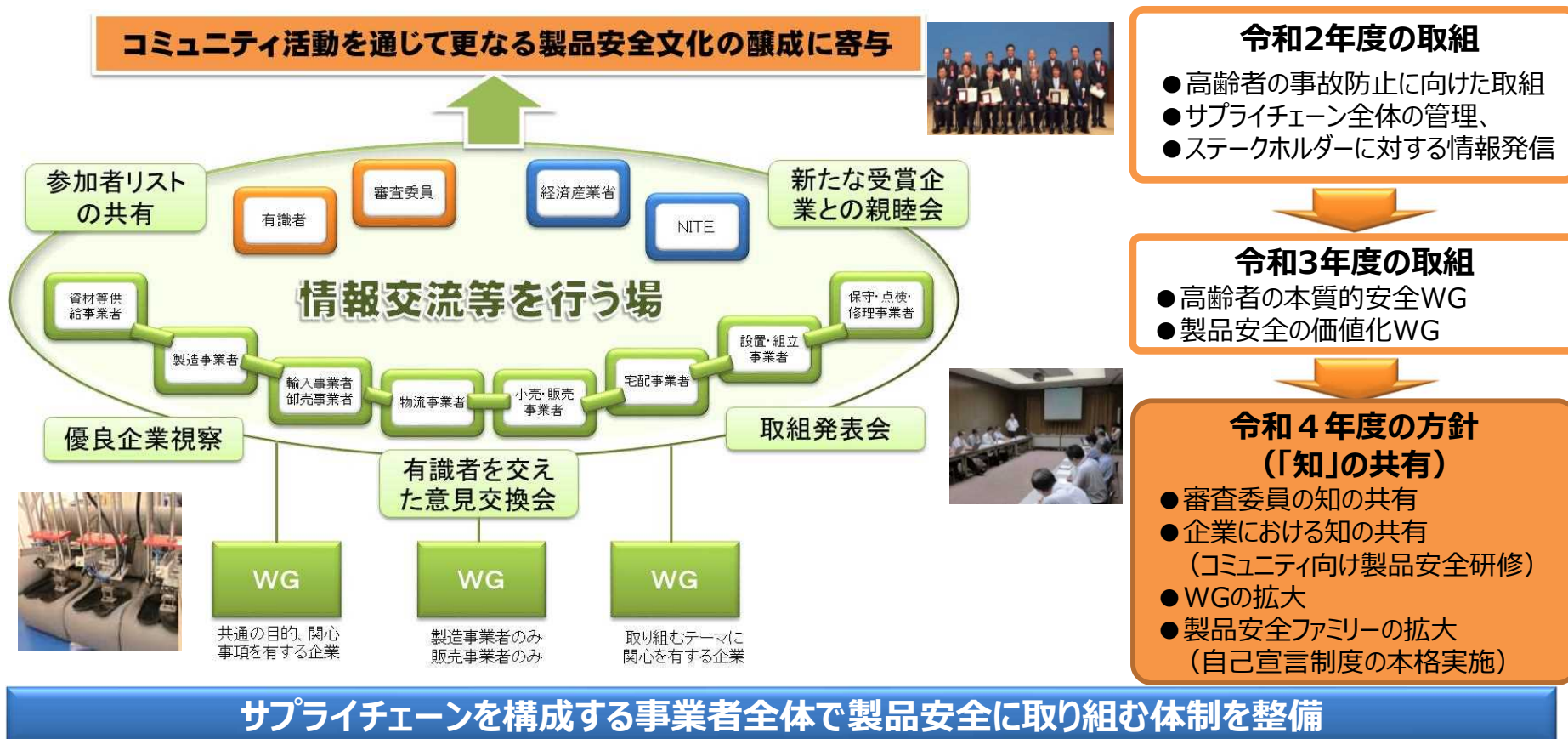
九州・沖縄地方

福岡県 1社
熊本県 1社
大分県 2社



製品安全コミュニティ

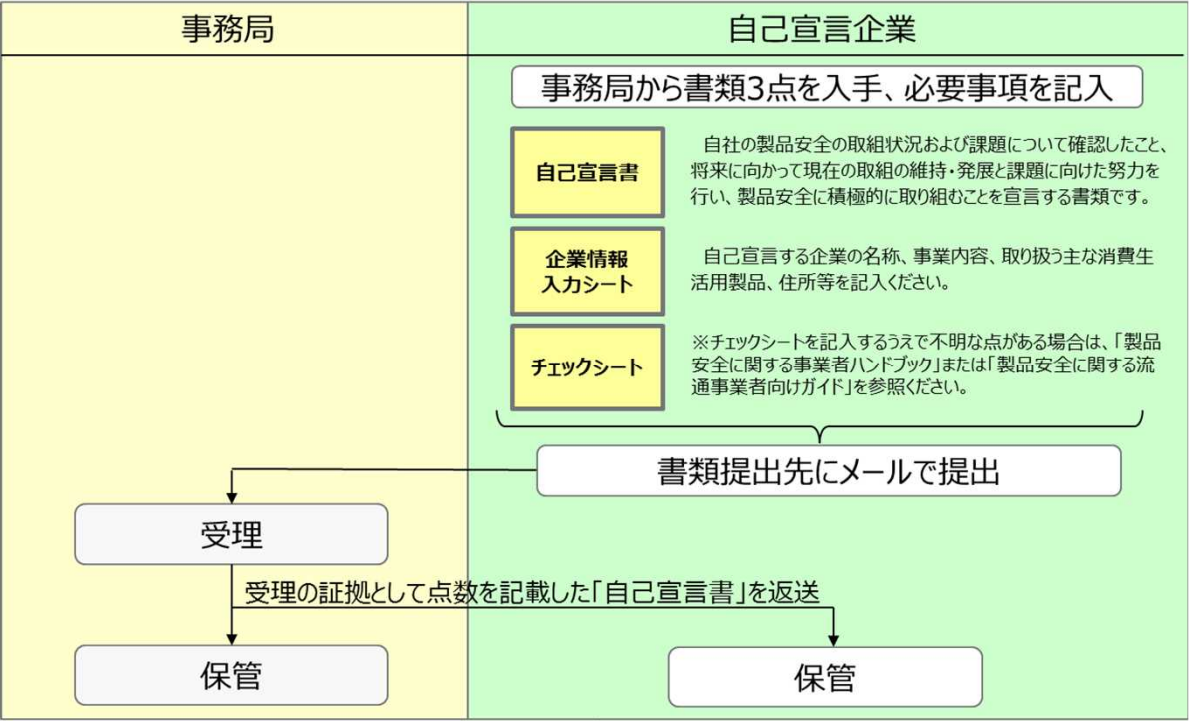
- 政府が促進しているサプライチェーン全体で製品安全に取り組む体制構築に向けた先駆けとして、製造・販売の業種・業態の枠や、大企業・中小企業の垣根を越えた受賞企業間での異業種交流の場を提供。
- 自発的な企業間連携が生まれ、ビジネスチャンスの拡大にもつながっている。
- 受賞企業と審査委員等の有識者、経済産業省、NITE等との交流を通じて、先進的な製品安全の取組についての検討と製品安全文化の醸成を図る。



製品安全対策自己宣言（2022年度開始）

- PSアワードへの応募はハードルが高いと感じるとのご意見を事業者からいただいているため、そうした企業が製品安全の取組状況を自ら確認（チェック）し、将来のPSアワード応募につなげていただけるよう、「**製品安全対策自己宣言**」の取組を新たに開始予定。（2022年6月30日 経産省HPお知らせ済）
- **PSアワードへの応募企業の増加**とともに、**自己宣言の普及**にも取り組む。

＜利用手順＞



【対象事業者：製造事業者、輸入事業者、小売販売事業者】

チェックシート

「製品安全に関する事業者ハンドブック」、「製品安全に関する流通事業者向けガイド」に基づき作成。チェックシートに記入。チェックを入ると点数が集計され、自社の取組度を確認可能。

The image shows a '製品安全に関する事業者ハンドブック' (Product Safety Handbook for Business Operators) with a 'チェックシート' (Check Sheet) section. The check sheet has a table with columns for '項目' (Item), '確認' (Check), and '点数' (Score). The '確認' column has checkboxes for '○' (Yes) and '×' (No). The '点数' column has a space for the score. The '項目' column lists various product safety measures. To the right of the check sheet is a summary table showing the total score for each item and the overall score.

自己宣言書

チェックシートを用いて自社の製品安全の取組状況および課題について確認したこと、将来に向かって現在の取組の維持・発展と課題に向けた努力を行い、製品安全に積極的に取り組むことを宣言する。

The form is titled '製品安全自己宣言' (Product Safety Self-Declaration). It contains a paragraph where the company declares its commitment to product safety based on the check sheet. Below the paragraph is a line for the date: '令和〇年〇月〇日'. At the bottom, there are two lines for the signature: '事業者名' (Company Name) and '役職・氏名（代表権を有する者）' (Position/Name of the person with authority to represent the company).

製品安全企業向け研修

- 製品安全コミュニティ内で経済産業省、PSアワード審査委員、受賞企業の各々が有している製品安全に関する情報及び問題意識が十分に共有できていないため、製品安全コミュニティの令和4年度方針「「知」の共有の実現」に向け、主にPSアワード企業を対象とする製品安全研修を実施する。
- 過去2年間のコロナ禍の影響により、製品安全コミュニティにおける双方向のコミュニケーションが十分に図れていないため、製品安全のトップランナーによる異業種交流や企業間連携により、製品文化の更なる発展につなげる。

製品安全研修 概要

日時：2022年11月21日～22日

場所：経済産業研究所

対象（予定）：

- ・PSアワード受賞企業
- ・自己宣言企業
- ・関係機関職員
- ・経済産業省職員

実施規模：

- ・現地（80名程度；PSアワード受賞企業優先）
- ・オンライン（人数制限なし）



【研修内容】

- ① <基調講演> 製品安全とは
- ② 製品安全行政の現状と今後の政策推進のあり方
- ③ 効果的なリコールの周知法
- ④ 高齢者の事故防止
- ⑤ PL 法の最新論点
- ⑥ 品質不正の現状
- ⑦ 製品安全に関するベストプラクティスの共有（受賞企業の好取組紹介）
- ⑧ 製品安全は、日本で確立、世界で展開（ニトリでの取組紹介）
- ⑨ 製品安全に関する課題共有【グループディスカッション】
- ⑩ 課題解決に向けた検討【全体ディスカッション】

1. 消費者とのコミュニケーションによる事故防止

2. 本質的な製品作りへの環境整備

3. 製品安全市場の担い手との連携強化

4. 消費者との更なるコミュニケーション

製品安全における広報戦略の強化（Twitter）

- 2010年より、製品安全課では情報発信ツールとしてTwitterを活用。現状のフォロワー4,477人（2022/2/14現在）。
- 具体的な戦略として、①アイコン、背景の変更、②公式マークの取得（7/8取得）、③重大製品事故やリコール情報に関するツイート（“戦時のツイート”）のフォーマット変更、④製品安全に関するオリジナルツイート（“平時のツイート”）の充実、⑤地方局、NITE、消費者庁等と積極的にリツイート等周知連携を2021年4月より実施
- 閲覧数は、前年同月と比較して**平均43万件程度増加（増加率8.66倍）**。**11月の製品安全総点検月間**は特に力を入れてツイートを拡充させたため**前年比9.34倍**の閲覧数となった。

月別Twitter（@kochijiko）インプレッション^{（※1）}数及び遷移

※1：インプレッションとはTwitter上でツイートが表示された回数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	AVERAGE
2020年	67,767	58,284	53,702	48,813	29,160	53,524	58,200	28,175	110,826	56,495
2021年	133,753	89,995	192,901	2,456,567	474,421	97,575	478,873	263,254	214,617	489,106
増加数	+65,985	+31,711	+139,199	+2,407,754	+445,261	+44,051	+420,673	+235,079	+103,791	+432,612
増加率(倍)	1.97	1.54	3.59	50.33	16.27	1.82	8.22	9.34	1.97	8.66

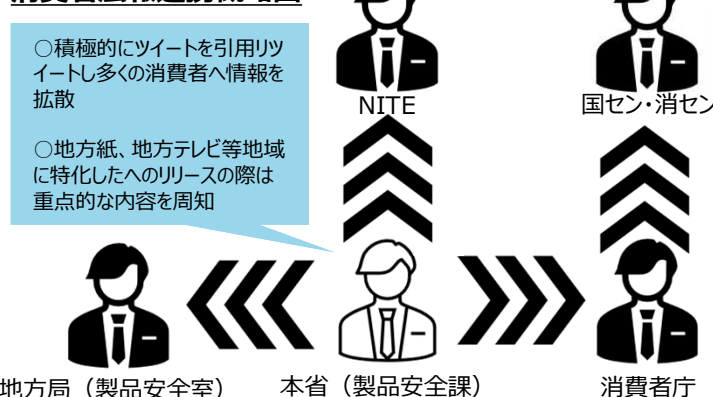
製品安全総点検月間（11月中）に最も多くのインプレッション数(45,765)を獲得したトップメディアツイート

【経済産業省】リコール・製品事故情報(製品事故対策室) @kochijiko

【11月は製品安全総点検月間】
清掃や点検をせずに長い間使い続けたり、不具合や違和感を無視して使い続けたり、誤った使い方をすると火災などの思わぬ事故につながるおそれがあります

年末の大掃除が迫ってきているこの時期にご家庭内の製品を今一度確認しましょう

消費者広報連携概略図



【経済産業省】リコール・製品事故情報(製品事故対策室) @kochijiko

経済産業省 製品事故対策室の公式アカウントです。身の回りの製品のリコールや事故の最新情報、事故対策のお役立ち情報など「製品安全」にかかわる内容を発信します。これまでのリコール情報→meti.go.jp/product_safety...

<https://twitter.com/kochijiko>

消費者への新たなアプローチ方法の開発

- 昨年度より、子供向けの新聞媒体を通じ、小学生およびその家庭をターゲットとし具体的製品の製品安全のチェックポイントを普及・啓発。今年度は、アニメキャラクターとコラボし子供の関心を高める取組も実施。
- 本年11月の「製品安全総点検月間」では、**PSアワード受賞企業、製品安全自己宣言企業である全国の約300の電器店舗において製品安全イベントを実施する。**



(出典：読売KODOMO新聞 2022年8月18日発行)

○製品安全イベント概要

目的 より幅広い世代の消費者と電器店とのコミュニケーションが図られることで、消費者の安全意識の向上につなげる

日程 2022年11月5日(土)以降の土日
※開催日は店舗にて設定

景品

開催店舗 電器店 約300店舗

対象 小学生

イベント内容



裏面には
製品安全に立つ
情報を記載

製品安全オンラインクイズゲーム※に挑戦し、クリア画面をイベント開催店舗に提示すると景品（製品安全に役立つ情報が記載された下敷き）を獲得できる。

1 お手持ちのスマホ等で製品安全ゲームに挑戦！ アンケートに答え、ゲームスタート画面が表示されるよ。ゲームは2種類あるよ★好きな方を選んでね。もちろん両方プレイしてもOK！	2 レアうんこをゲットしよう！ ゲームで300点以上とれたらレアうんこをゲットできるよ！	3 イベント実施店舗の店員さんにレアうんこを見せてよう！ せっかくゲットしたレアうんこの画面を消さないように注意してね。	4 景品ゲット！
--	--	--	-------------------------------

※ゲームは以下の2種類
○NITE（高学年向け）
「くらしのキケンを「うんこドリル」で学ぼう～
【独法初】NITEが3世代で学べるオンラインゲーム～」
家の中で発生する**製品事故全般**が対象

○YOKK AP（低学年向け）
「うんこ おうちの安全ドリル まどとドア編」
家の中で発生する製品事故のうち、主に**窓やドア**が対象

(参考) 安全機能を有した製品例 (YKK AP)

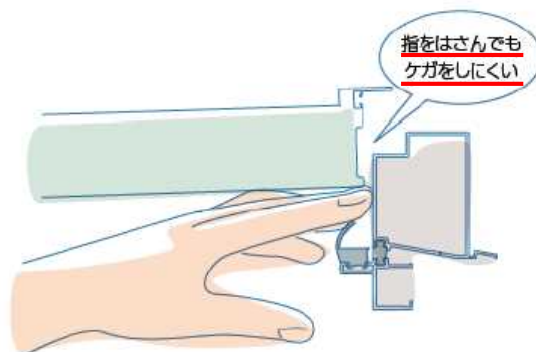
● 断熱玄関ドア「ヴェナート D30」

指のはさみ込みリスク低減

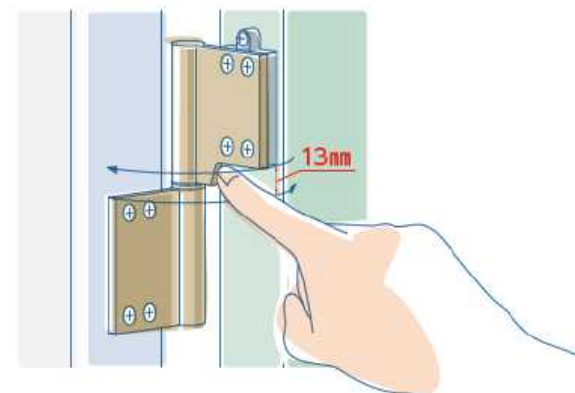


安全 指をはさんだ際のけがに配慮した構造と丁番

ドアを閉めたときのすき間を13mm確保し、ゴム素材の戸当り材を取付けているため、万が一指をはさんでもケガをしにくい構造となっています。



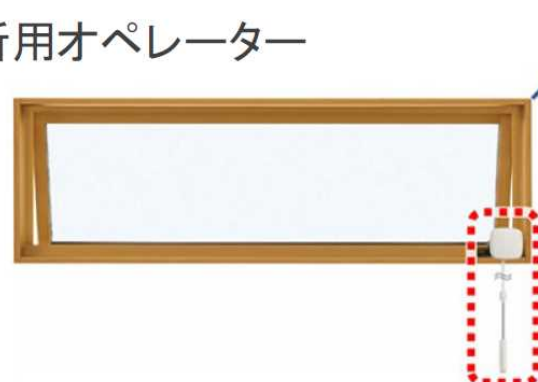
一般的な丁番と比べ、可動部に13mmのすき間を確保しました。万が一指をはさんでも大きなケガにつながりにくい形状となっています。



● 高窓・収納網戸用操作ひも「ループレス」

首への巻き付きリスク低減

高所用オペレーター



新機構

一本ひも仕様
(ループレス)

旧仕様

ループ状の
操作ひも

操作ひもがループ状になっているため、首などへ巻き付いてしまうリスク有

出典元：YKK AP

(参考) 安全機能を有した製品例 (Panasonic)

腰痛発症のリスク低減

従来品

当社2014年発売
NA-FA80H1

洗濯槽の奥に
手が届きにくい



NA-JFA808

ラクな姿勢で奥まで
手が届きやすい

すぐ
ソコ
スタイル



洗濯物を水槽から取り上げる際の腰への負担を軽減し、腰痛発症を防止する効果

低温やけどの受傷のリスク低減



・便座の暖房による低温やけど



便座に長時間、座っていたとしても低温やけどを防止する機能

出典元：パナソニック

(参考) 安全機能を有した製品例 (徳武産業)

転倒のリスク低減

パーツオーダーシステム

お客様の状態に合わせて
パーツを部分的にカスタマイズ



靴底 高さ調整



サイズ 足囲調整

個々の高齢者の身体的特徴に合わせた靴を提供することにより、転倒のリスクを軽減

あゆみ

パーツオーダーシステム一覧

ベルト	ベルトの長さを調整 ベルトの開閉方向を変更 折り返しベルトに変更
ループ	ベルトにループを付ける つま先ベルトにループを付ける かかとにループを付ける かかとのループを延長
靴底	靴底の高さを調整 車イス用ゴム底に変更 外出用ゴム底に変更 寒冷地用底に変更
サイズ	足長の調整 足囲の調整
その他	つま先周りを補強する かかを補強する 内側を補強する かかとを浅くする 生地を変える 甲部(モカ)の拡大

足元から人生を幸せに
TOKUTAKE
8

Tokutake industry. All rights reserved. 無断複製・使用を禁じます。

(参考) 安全機能を有した製品例 (日立)

やけどのリスク低減

温度低減ドア

日立独自 グリル使用時のドア表面温度の上昇を抑える

※グリル使用中はドア周辺が熱くなりますので、触れないよう注意してください。

温度低減
ドア

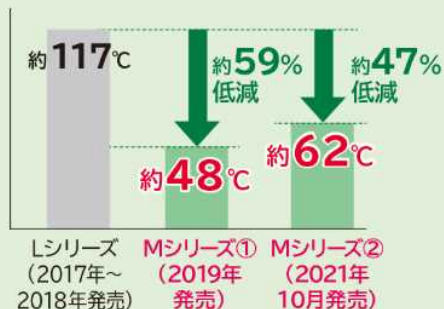


対象機種：Mシリーズ

- ①M350T・M150T・M300T・M200T・M100T・M9T・
M8T・M8ATシリーズ
②M7STF

■調理時のドア表面温度比較〈条件：室温23℃、電圧200V〉（当社調べ）

さんま4尾
（グリルオート調
理：
標準）



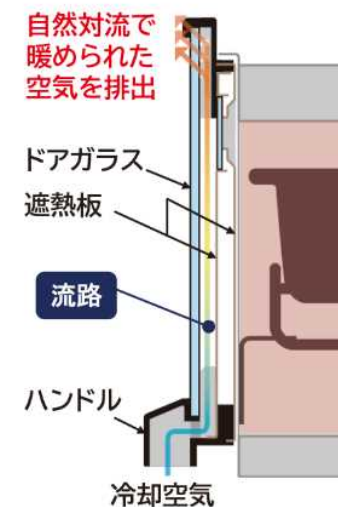
パエリア
（オープン手動調理
260℃設定：50分）



※Lシリーズ（2017年発売）・L7STF（2018年発売） ※長時間の調理や連続使用を行うと約62℃を超える場合があります。

温度低減ドアの仕組み

遮熱板とドアガラス間に空気の
流れを設け、自然対流で暖めら
れた空気を外に排出し、グリル
ドア表面の温度上昇を抑制しま
す。



温度低減ドア横断面図

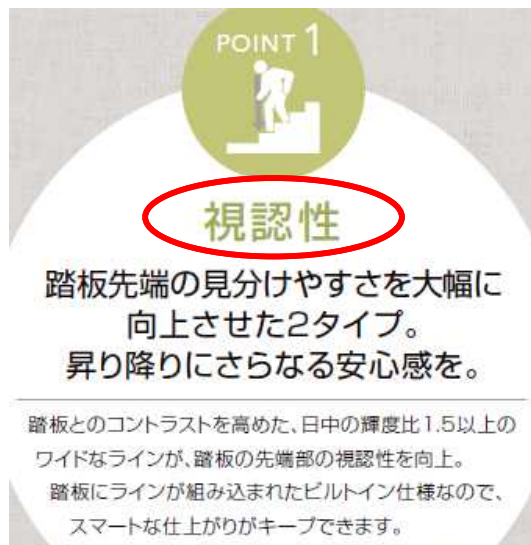
グリルのドア表面温度を100℃以上の高温から下げることで、
誤って近づいた場合のやけどのリスクを軽減

(参考) 安全機能を有した製品例 (LIXIL)

階段での転倒のリスク低減

階段の先端を見分けやすくし、足をかけた際にすべりにくすることで、
階段昇降時の転倒によるリスク低減

視認性



明るい時



薄暗い時



滑り止め



明るい時



クッション性



暗い時(蓄光タイプ)

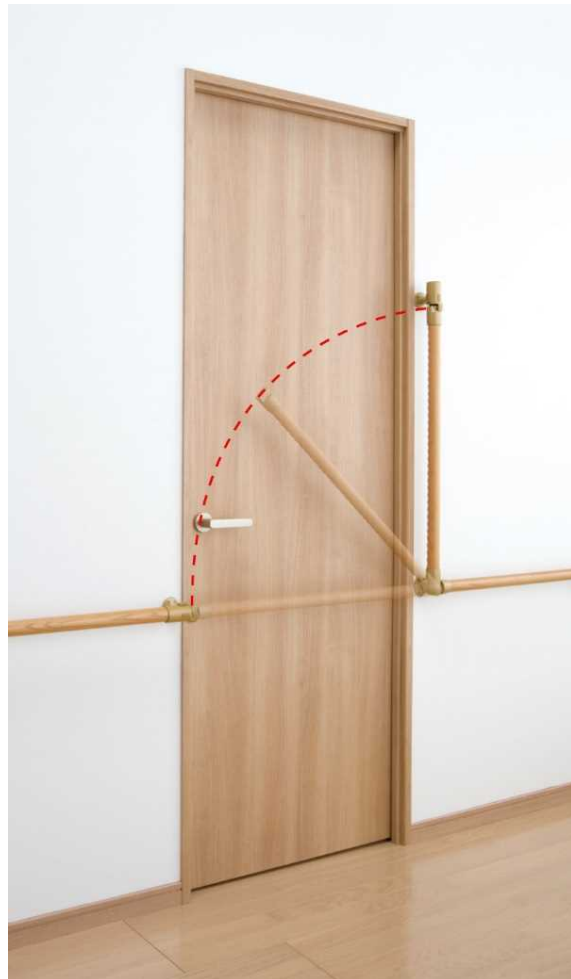


出典元：LIXIL

(参考) 安全機能を有した製品例 (マツ六)

転倒防止・指のはさみ込みリスク低減

● 遮断機式手すりシリーズ



うっかり手を放しても
急に倒れてこないからあんし
ん！

※緩衝ストップ機構付き



出典元：マツ六

MazROC

製品安全行政が目指すべきゴールと取組方針

- 消費者が「製品安全」を認知し、「製品安全」ブランドの製品・サービスを優先的に選択する「製品安全市場」の創出につなげる。

⑤「製品安全市場」の創出

